

◎新潟県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、妙高市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成29年10月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
妙高市多目的集会施設 姫川原コミュニティセンター	妙高市大字姫川原 760番地 （旧妙高市大字姫川 原757番地）	大会議室	101.30 （旧88.80）	平成29年4月1日